

「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について

「杉並区特別支援教育推進計画」を以下のとおり改定したので、報告する。

1 改定の必要性

インクルーシブ教育システムに関する国の動向や障害者差別解消法の施行、また平成29年4月の学習指導要領の改訂など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化していることから、平成30年度に改定した「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」との整合を図りつつ、特別支援教育の更なる充実に取り組む必要がある。

2 計画期間

令和元（2019）年度から令和3（2021）年度まで（3年間）

3 計画改定の概要

従前の計画に掲げた「3つの視点と5つの推進プラン」は継承しつつ、各推進プランの事業内容等について、必要な改定を行った。

視点1. 一人ひとりの教育的ニーズに応じた質の高い教育を実現するために	推進プラン1. 「校内委員会の充実」 など4事業
	推進プラン2. 「全教員の特別支援教育の視点での指導方法の改善」 など4事業
	推進プラン3. 「特別支援教室の充実」 など6事業
視点2. 就学前から切れ目のない支援をするために	推進プラン4. 「幼児期から学齢期につなぐ就学支援相談の実施」 など5事業
視点3. 地域社会との関わりを拡げるために	推進プラン5. 「交流及び共同学習の推進」 など4事業

4 今後のスケジュール(予定)

令和元年 6月中旬 ホームページ等で公表
6～8月 保護者等へ説明

杉並区特別支援教育推進計画

令和元～3年度（2019～2021年度）

令和元年6月

杉並区教育委員会

はじめに

特別支援教育をめぐって国では、障害者の権利に関する条約の批准や、障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正など、今までに様々な法の整備が進められてきました。

また、国は同条約に規定された「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を示しました。同報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。

さらに、平成29年には文部科学省から幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領の改訂が示されました。

杉並区においては、これらの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ「杉並区特別支援教育推進計画」に基づいた取組を一層充実させていく考えです。

この特別支援教育の視点による園・学校・学級運営は、障害のある幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒等」という。）のみならず、全ての児童・生徒等の多様性に対応した保育・授業の実践や学習の工夫、教育環境の整備につながっていくことにほかなりません。

こうした認識に立ち、今後とも、これらの取組を通して、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成に向け、特別支援教育の推進に努めてまいります。

多くの区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月

杉並区教育委員会

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画改定の背景
- 3 計画の位置付け・期間
 (1) 計画の位置付け
 (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 3つの視点と5つの推進プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の内容 5つの推進プランと主な事業

- 1 計画の体系と推進プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 推進プランの内容
 推進プラン1 特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります・・・・・・・・ 6
 推進プラン2 支援が必要な児童・生徒等への指導の充実を図ります・・・・ 9
 推進プラン3 多様な教育環境の整備に努めます・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 推進プラン4 就学前からの継続した相談・支援体制の構築を図ります・ 13
 推進プラン5 地域や関係機関との連携した支援体制を推進します・・・・ 15

第3章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

特別支援教育推計画は、共生社会の形成に向け、障害のある児童・生徒等一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することを理念としています。

- 生活や学習上の困難を改善または克服できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた適切な指導及び必要な支援を行います。
- 学校（園）・家庭・地域及び関係機関とより一層連携し、幼児期から中学校卒業後までを見通した特別支援教育を展開します。
- 通常の学級に在籍する発達障害等のある子どもを含めて、特別な支援を要する児童・生徒等が在籍するすべての学校・子供園において実施します。
- 互いの多様性を認め合う共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のための、特別支援教育を推進します。

2 計画改定の背景

杉並区教育委員会では、平成21（2009）年度に「杉並区特別支援教育推進計画」を策定し、それ以降、4次にわたり同計画を改定し、時代の変化等を踏まえた特別支援教育の計画的な推進を図ってきました。

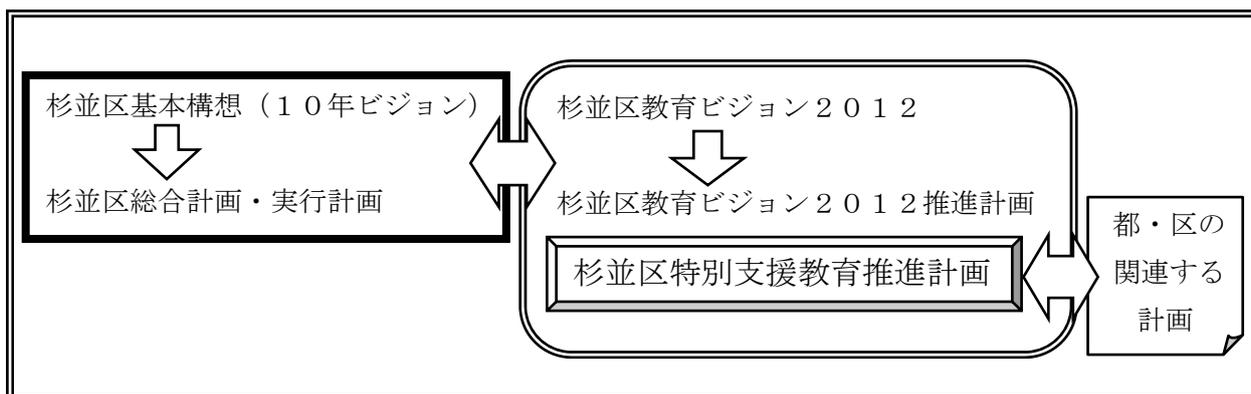
この間の主な取組として、校内支援体制づくりでは、平成28（2016）年度から段階的に設置を進めてきた特別支援教室（※1）の小学校への全校設置が完了し、令和元（2019）年度当初には中学校全校への設置も完了しました。また、学習面で困難を抱える児童・生徒に対する指導の充実を図るため、小・中全校に学習支援教員を配置しました。さらに、支援体制を推進する取り組みとして「教育支援チーム（※2）及び専門家チーム（※3）の学校等巡回訪問」、教職員の専門性向上では「専門研修及び各職員研修の充実」、教育環境の整備では、「区立特別支援学校（済美養護学校）及び特別支援学級等の整備・充実」、また就学前から義務教育期間にわたる継続的な支援では「すばるⅡ（※4）」や「個別指導計画（※5）」、「学校生活支援シート（※6）」の積極的な活用が挙げられます。

こうした中で、インクルーシブ教育システム（※7）に関する国の動向や障害者差別解消法の施行、また平成29年4月の学習指導要領の改訂など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化していることから、平成30（2018）年度に改定した「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」との整合を図りつつ、「杉並区特別支援教育推進計画」を改定し、特別支援教育の更なる充実に取り組むこととします。

3 計画の位置付け・期間

（1）計画の位置付け

本計画は上位計画等との整合を図りつつ、本区における特別支援教育を一層推進するために改定するものです。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は令和元年度から3年度までの3年間とします。

ただし、今後の区の上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

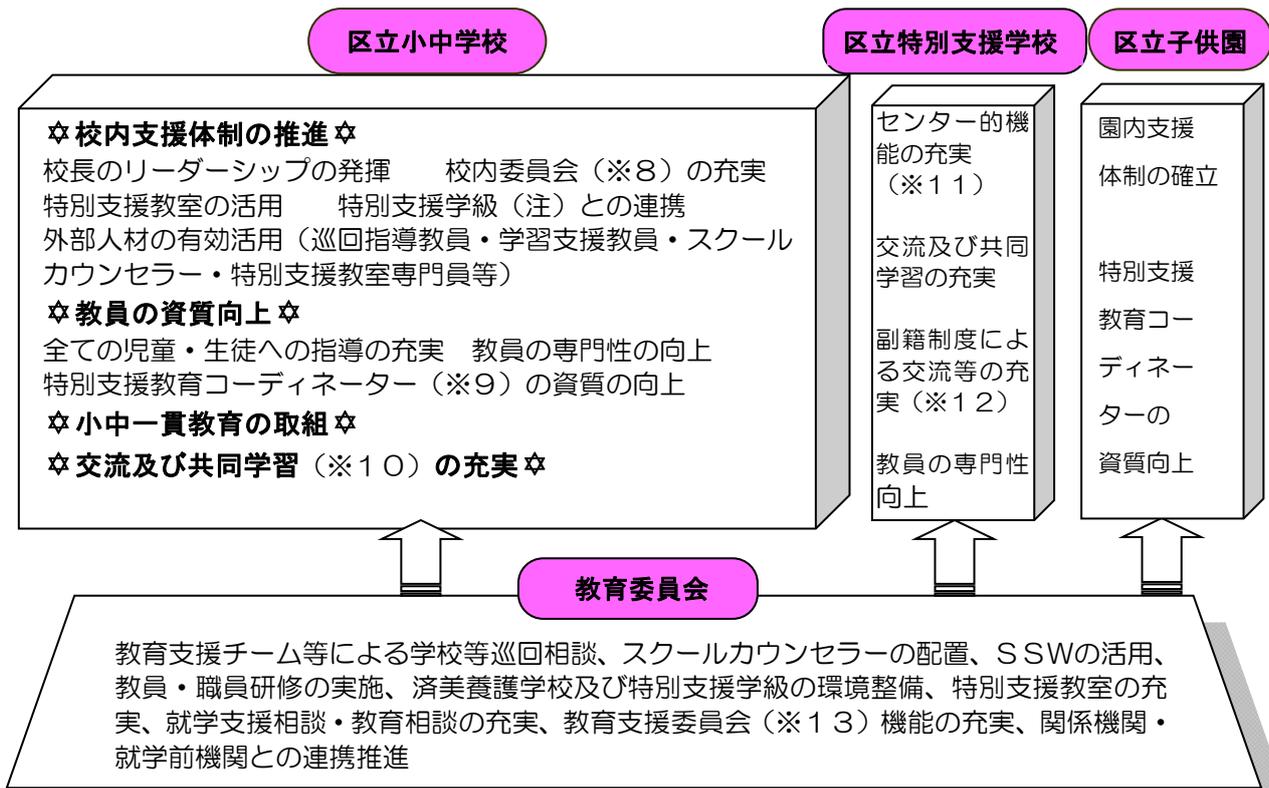
4 3つの視点と5つの推進プラン

本計画においては、「杉並区教育ビジョン2012」の基本目標「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」のもと、これまで取り組んできた特別支援教育の更なる推進を図るという観点から、従前の計画に掲げた「3つの視点と5つの推進プラン」を継承することとします。

視点1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた質の高い教育を実現するために

児童・生徒等一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばすためには、個々の教育的ニーズに基づいた指導体制や支援体制、教育環境が必要となります。このため、発達上の特性や障害の状況、教育的ニーズに対応した支援の充実に努め、より一層、自立と社会参加を図ることができる力の育成に取り組めます。

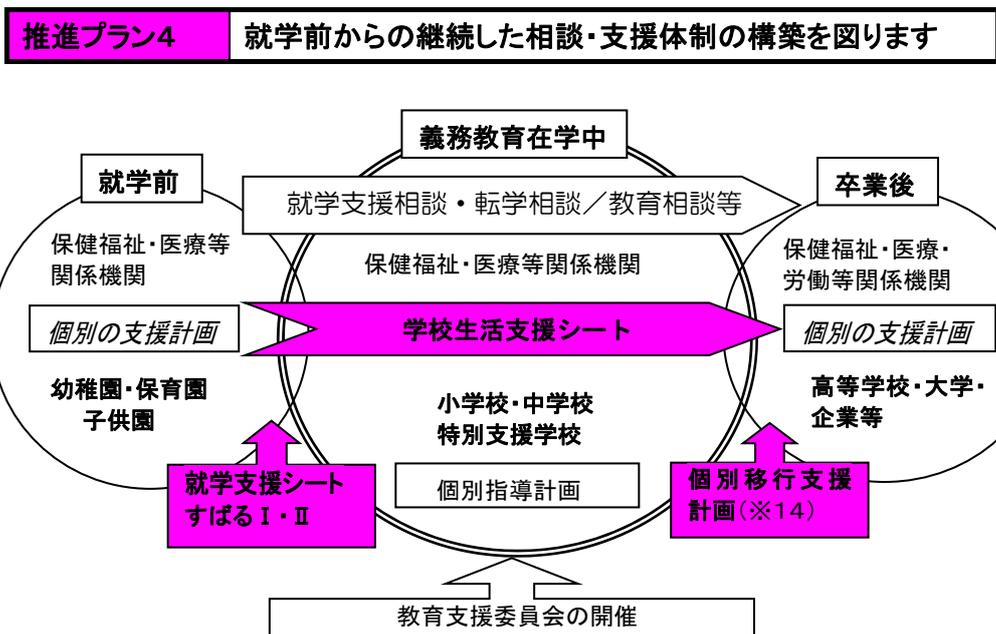
推進プラン1	特別支援教育の校内支援体制の充実に努めます
推進プラン2	支援が必要な児童・生徒等への指導の充実に努めます
推進プラン3	多様な教育環境の整備に努めます



(注) 上図では、知的固定学級及び難聴言語通級学級を総称して「特別支援学級」と表記しています。

視点2 就学前から切れ目のない支援をするために

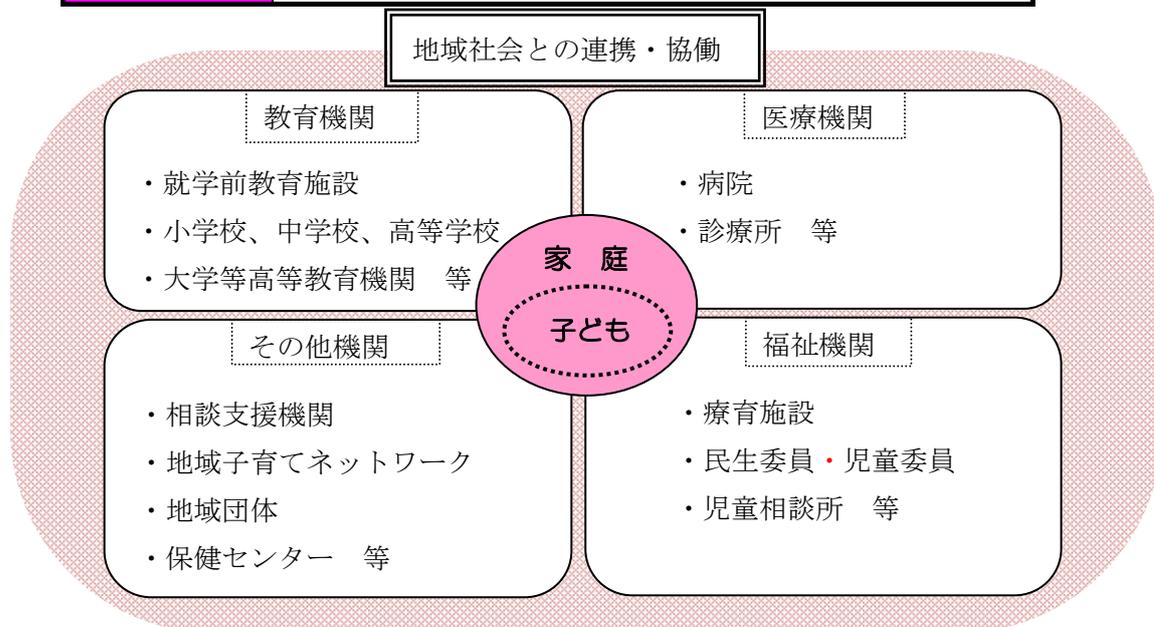
就学前からの成長過程に応じて、必要な支援が途切れることなく継続されることが重要です。このため、これまで重点的に取り組んできた就学前から学齢期につなぐ支援体制づくりを発展させ、今後は、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等に対して、適切な時期に支援を開始するとともに、就学前から小学校・中学校、さらに高等学校へとつなげる、一貫した支援を継続するための取組を推進します。



視点3 地域社会との関わりを拡げるために

将来、地域社会で様々な人と関わりながら、自分らしく生き、社会参加するためには、多くの
人々の相互理解を深めることに加えて、家庭・学校・関連機関との連携推進により、障害のある
児童・生徒等への必要な支援を継続する地域社会の形成を目指すことが重要です。このため、今
後とも、地域社会への理解促進を図るとともに、関係機関との連携を推進します。

推進プラン5 地域や関係機関との連携した支援体制を推進します



第2章 計画の内容 5つの推進プランと主な事業

1 計画の体系と推進プラン

視点1
一人ひとりの教育的ニーズに応じた質の高い教育を実現するために

推進プラン1

特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります

- 1 校内委員会の充実
- 2 教育支援チーム等による学校等支援の充実
- 3 学習支援教員・通常学級支援員等の配置と活用
- 4 校内研修の充実による支援体制の推進

推進プラン2

支援が必要な児童・生徒等への指導の充実を図ります

- 1 全教員の特別支援教育の視点での指導方法の改善
- 2 特別支援教育コーディネーターの資質の向上
- 3 特別支援教室の巡回指導教員・特別支援教室専門員の専門性の向上
- 4 区立特別支援学校（済美養護学校）・特別支援学級教員の専門性の向上

推進プラン3

多様な教育環境の整備に努めます

- 1 特別支援教室の充実
- 2 特別支援学級（知的障害）の整備
- 3 通級指導学級（難聴学級・言語障害学級）の充実
- 4 区立特別支援学校（済美養護学校）の施設維持管理
- 5 区立特別支援学校（済美養護学校）及び特別支援学級におけるICT環境の整備
- 6 特別支援学校との連携による児童・生徒等への支援の充実

視点2
就学前から切れ目のない支援をするために

推進プラン4

就学前からの継続した相談・支援体制の構築を図ります

- 1 幼児期から学齢期につなぐ就学支援相談の実施
- 2 教育支援委員会の運営
- 3 就学前から小・中学校へつなぐ支援継続システムの確立
- 4 新就学児童の発達支援
- 5 （仮称）就学前教育支援センターの設置と運営

視点3
地域社会との関わりを拡げるために

推進プラン5

地域や関係機関との連携した支援体制を推進します

- 1 交流及び共同学習の推進
- 2 地域の相談支援機関等との連携
- 3 学齢期の発達障害児の相談
- 4 保護者や地域に対する理解啓発

2 推進プランの内容

推進プラン1 特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります

全ての学校・幼稚園（以下、「学校等」という。）に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等が在籍しています。

また、障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）や発達障害者支援法の改正（平成 28 年）等に加え、学習指導要領の改訂の公示（平成 29 年）など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、全ての教職員が児童・生徒等一人ひとりの特性を理解した支援ができるよう、学校等が、校長・園長のリーダーシップのもとに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内及び園内の支援体制（以下、「校内支援体制」という。）の充実を図ります。

—事業内容—

（1）校内委員会の充実

特別支援教室の利用も含め、校（園）内で支援の必要な児童・生徒等の支援の検討・実施など、PDCAサイクル（次ページ（例）を参照）を軸に機能的に校内委員会を進めていく必要があります。教育支援チーム等の指導・助言により、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の一層の充実を図り、個々の支援の展開に組織的に取り組みます。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会の定期的開催（月1回以上） 個別指導計画、学校生活支援シートの作成・評価・修正の推進 特別支援教育支援把握状況表（※15）の作成・活用 特別支援学級及び特別支援教室の利用（入退級(室)等）に関する検討 合理的配慮（※16）の提供に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会の計画的開催と充実（PDCAサイクルを軸にした機能的運営） 個別指導計画、学校生活支援シートの作成（特別支援教室、通級（難聴・言語障害）による指導、特別支援学級の対象・在籍児童・生徒は100%作成）・評価・修正の推進 特別支援教育支援把握状況表の活用 特別支援学級及び特別支援教室の利用（入退級(室)等）に関する検討と支援の検証 合理的配慮の提供に関する検討 副籍制度を含めた交流及び共同学習の推進

（2）教育支援チーム等による学校等支援の充実

教育支援チームが小中学校等を定期訪問または要請に基づき随時訪問し、適切な指導・助言を行います。また、より専門的な見地から助言が必要な場合、専門家チームによる訪問支援を行います。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> 教育支援チームの巡回支援 小学校・中学校の校内支援体制構築への指導・助言 専門家チームの巡回支援 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援チームの巡回支援 小学校・中学校及び区立幼稚園の校内支援体制構築への指導・助言 すばるⅡ及び学校生活支援シートを活用した切れ目のない支援への指導・助言 専門家チームの巡回支援

(3) 学習支援教員・通常学級支援員等の配置と活用

通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、個別指導計画に基づき、学習支援教員（※17）や通常学級支援員（※18）等を配置し、適切な指導や必要な支援を図ります。引き続き、学習支援教員を全小中学校に配置し、小中継続した支援体制を整備します。このほか、特別支援学級等に区費教員を配置し、校内支援体制の充実を図ります。

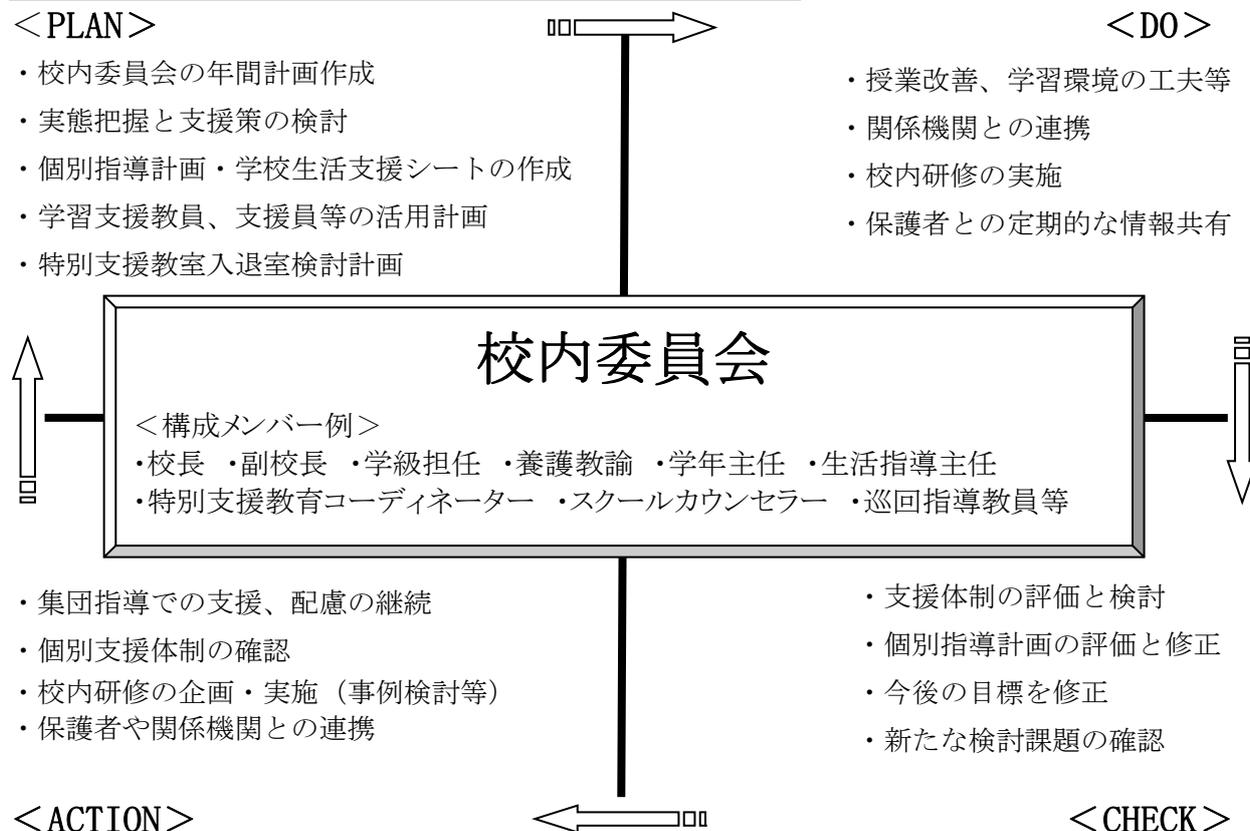
これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教員 小中学校全校配置 ・学習支援教員 中学校 29(2019)年度6校 30(2020)年度全校 ・通常学級支援員 36人 ・介助員ボランティア（※19）年間5,000日 ・区費教員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教員 小中学校全校配置 ・通常学級支援員 36人 ・介助員ボランティア 年間5,000日 ・区費教員の配置

(4) 校内研修の充実による支援体制の推進

各校が実施する校内研修について教育支援チームや専門家チーム等が外部講師となり支援します。また、校内研修の充実により、全教員の特別支援教育に関する理解を深め、校内の支援体制の推進を図ります。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の充実 具体的な支援事例に基づく事例研修 特別支援教室の運営等に関する研修 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供等に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の充実 多様な児童・生徒の支援事例に基づく事例研修 特別支援教室の運営等に関する研修 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供等に関する研修

全ての児童・生徒のための校内支援体制（例）



※このPDCA サイクルは、「特別支援教育支援把握状況表」等を活用するとともに、各校の実態等に応じて、教育支援チーム及び専門家チームの助言を得ながら推進を図る。

参考1：杉並区小中学校特別支援教育校内推進体制調査結果から（平成31年1月実施）

●校内体制の現状

調査項目	小学校	中学校
校内委員会への校長・副校長の参画	41校（100%）	23校（100%）
校内委員会へのスクールカウンセラーの参画	25校（61%）	23校（100%）
コーディネーター複数配置	38校（93%）	15校（65%）

●個別指導計画作成状況

調査項目	小学校	中学校
作成した学校数	41校	23校
作成した全件数	1,702件	247件
1校あたりの作成件数	41.5件	10.7件

推進プラン2 支援が必要な児童・生徒等への指導の充実を図ります

全ての学校等に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒等、また多様な児童・生徒等へより適切な支援を行うためには、全教員に特別支援教育の視点も含めた指導の充実が求められます。また、特別支援教育の視点で行う学校経営、学級経営は、全ての児童・生徒にとってわかりやすい授業、過ごしやすい学校づくりにつながります。

さらに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、区立特別支援学校（済美養護学校）・特別支援学級・特別支援教室等担当教員の専門性の向上が必要です。

このため、特別支援教育の理念や障害特性等の理解を深め、個々の教育的ニーズに対応した指導方法に関する研修を実施するなど、全ての教員の専門性の向上を図ります。

—事業内容—

(1) 全教員の特別支援教育の視点での指導方法の改善

全ての教員が特別支援教育の視点での、授業づくりや指導の改善を図るための研修を充実させ、合理的配慮に基づいた授業の工夫や、多様性に対応した学びの工夫を行い、教員の指導力の向上を図ります。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・職層研修（管理職、中堅教諭、初任者等）において特別支援教育研修を実施 ・選択研修において、特別支援教育研修を実施 ・「特別支援教育に係る支援について〔杉並区学校教職員用〕」を活用した研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職層研修（管理職、中堅教諭、初任者等）における特別支援教育研修を実施 ・選択研修における特別支援教育研修の実施 ・教育支援チームや区内指導教諭等を活用した全教員の専門性及び指導力向上に資する取組

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内支援体制充実の要である特別支援教育コーディネーターの資質向上のため、経験年数別研修を行います。また、学期に1回の連絡会を定期的に開催して、情報共有等を図ります。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数別研修（3年未満・3年以上）の実施 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の開催 ・特別支援教育コーディネーター候補者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数別研修（3年未満・3年以上）の実施 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の開催 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実に向けた研修 ・特別支援教育コーディネーター候補者の育成

(3) 特別支援教室の巡回指導教員・特別支援教室専門員の専門性の向上

特別支援教室全ての小中学校に設置されたことより、全教員対象の障害理解等研修及び巡回指導教員等対象の専門的な研修等を実施します。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室設置校の全管理職・教員研修 ・小学校巡回指導教員等対象の専門研修 ・中学校巡回指導教員等対象の専門研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導教員主任会の開催 ・巡回指導教員等対象の専門研修 ・特別支援教室専門員等対象の研修（連絡会）

(4) 区立特別支援学校（済美養護学校）・特別支援学級教員の専門性の向上

専門研修の対象及び内容等の改善を図るなど、引き続き特別支援学校（済美養護学校）及び特別支援学級教員の専門性向上に取り組めます。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ① 済美養護学校教員等 ② 知的固定学級教員等 ③ 情緒通級指導教員等 ④ 難聴言語学級教員等 ・推進者養成研修(教科等における ICT 活用研修) 特別支援等研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ① 済美養護学校教員等 ② 特別支援学級教員等 ③ 難聴・言語障害通級指導学級教員等 ・推進者養成研修(教科等における ICT 活用研修) ・特別支援教育研修 ・特別支援学校教諭免許取得促進（済美養護学校教員及び特別支援学級教員対象）

(4) 区立特別支援学校(済美養護学校)の施設維持管理

老朽化している区立特別支援学校(済美養護学校)について、計画的な維持管理を行います。

これまでの主な取組	令和元～3年度(2019～2021年度)目標
<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水工事 29(2017)年度 ・自動火災報知機取替設計 29(2018)年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン交換工事 元(2019)年度

(5) 区立特別支援学校(済美養護学校)及び特別支援学級におけるICT環境の整備

区立特別支援学校(済美養護学校)及び特別支援学級におけるICT環境を計画的に整備し、ICTを効果的に活用した授業により、子どもたちの学びの可能性を上げます。

これまでの主な取組	令和元～3年度(2019～2021年度)目標
<ul style="list-style-type: none"> ・インタラクティブボード(※21)の活用 ・タブレット端末(※22)の計画的配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・インタラクティブボードの活用 ・タブレット端末の計画的配備

(6) 特別支援学校との連携による児童・生徒への支援の充実

小中一貫した特別支援教育を実践している区立特別支援学校(済美養護学校)の専門性を活用し、区内特別支援学級を支援します。また、児童・生徒の障害特性等を踏まえ、都立特別支援学校との連携を強化し、個別の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

これまでの主な取組	令和元～3年度(2019～2021年度)目標																		
<ul style="list-style-type: none"> ・区立特別支援学校(済美養護学校)特別支援教育コーディネーター及び教員等による相談・助言、障害特性に応じた教材作成及び指導方法の支援 ・都立特別支援学校特別支援教育コーディネーターによる相談・助言、障害特性に応じた教材作成及び指導方法の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特別支援学校(済美養護学校)特別支援教育コーディネーター及び教員等による相談・助言、障害特性に応じた教材作成及び指導方法の支援 ・都立特別支援学校特別支援教育コーディネーターによる相談・助言、障害特性に応じた教材作成及び指導方法の支援 																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>障害種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久我山青光学園</td> <td>視覚障害</td> </tr> <tr> <td>中央ろう学校</td> <td rowspan="2">聴覚障害</td> </tr> <tr> <td>大塚ろう学校永福分教室</td> </tr> <tr> <td>永福学園</td> <td>肢体不自由</td> </tr> </tbody> </table> <p>※永福学園には訪問学級あり</p>	学校名	障害種別	久我山青光学園	視覚障害	中央ろう学校	聴覚障害	大塚ろう学校永福分教室	永福学園	肢体不自由	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>障害種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久我山青光学園</td> <td>視覚障害</td> </tr> <tr> <td>中央ろう学校</td> <td rowspan="2">聴覚障害</td> </tr> <tr> <td>大塚ろう学校永福分教室</td> </tr> <tr> <td>永福学園</td> <td>肢体不自由</td> </tr> </tbody> </table> <p>※永福学園には訪問学級あり</p>	学校名	障害種別	久我山青光学園	視覚障害	中央ろう学校	聴覚障害	大塚ろう学校永福分教室	永福学園	肢体不自由
学校名	障害種別																		
久我山青光学園	視覚障害																		
中央ろう学校	聴覚障害																		
大塚ろう学校永福分教室																			
永福学園	肢体不自由																		
学校名	障害種別																		
久我山青光学園	視覚障害																		
中央ろう学校	聴覚障害																		
大塚ろう学校永福分教室																			
永福学園	肢体不自由																		

推進プラン4 就学前からの継続した相談・支援体制の構築を図ります

就学後も円滑に支援できるよう、子どもの発達・成長に必要な情報を学校と教育委員会が共有し、個に応じたきめ細やかな相談を実施し、幼児期からの継続した相談体制の充実を図ります。

一人ひとりの障害特性や発達段階に応じ、福祉・医療などの関係機関との密接な連携を図りながら、幼児期には「すばるⅡ」、学齢期には「学校生活支援シート」を作成・活用し、適切な支援につなげます。さらに、小学校から中学校へ「学校生活支援シート」を活用した切れ目のない支援の継続に努めます。

特別な教育的ニーズを要する児童・生徒等について、一貫した支援を図ることにより、新たな教育の場においても、より早くもてる力が発揮でき円滑な学校生活を送ることができるように、(仮称)就学前教育支援センター(※23)を設置します。

—事業内容—

(1) 幼児期からの学齢期につなぐ就学支援相談の実施

就学前に発達相談や療育支援を受けてきた幼児・児童に対し、円滑な就学に向けて関係機関と連携を図りながら相談を実施するとともに、必要に応じて就学後も継続して相談を実施します。

これまでの主な取組	令和元～3年度(2019～2021年度)目標
<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援相談の実施 ・区立特別支援学校(済美養護学校)・特別支援学級見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)就学前教育支援センターの開設により、就学前機関との連携及び就学支援相談の充実 ・区立特別支援学校(済美養護学校)・特別支援学級見学会の実施 ・学校公開日の周知

(2) 教育支援委員会の運営

児童・生徒等の障害の状態や発達の状況等を判断し、望ましい学びの場や必要な支援について検討します。障害のある児童・生徒等へ一貫した支援の充実を図るため、必要な見直しを行いながら円滑な運営に努めます。

これまでの主な取組	令和元～3年度(2019～2021年度)目標
<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会の運営 ・入級・退級システム等の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会の運営 ・入級・退級システム等の改善 ・就学後の転学等相談体制の構築

(3) 就学前から小・中学校へつなぐ支援継続システムの確立

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等に対し、福祉・医療などの関係機関との密接な連携を図りながら、就学前にはすばるⅡ、中学進学には学校生活支援シートを作成・活用し、必要な支援が継続できるよう努めます。

これまでの主な取組	令和元～3年度(2019～2021年度)目標
<ul style="list-style-type: none"> ・すばるⅡの作成・活用の推進 ・学校生活支援シートの作成と活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・すばるⅡの作成・活用の推進 ・学校生活支援シートの作成と活用の推進 ・中学校での学校生活支援シート活用及び小学校から中学校への支援のつながりを充実

(4) 新就学児童の発達支援

発達特性により集団適応に心配があり、就学前から支援を受けている児童の保護者に対し、就学当初に安心した学校生活を送ることができるよう、ペアレントトレーニング（※24）等の相談支援等を実施します。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
・新就学児童発達支援事業 ペアレントトレーニングの実施	・新就学児童発達支援事業 ペアレントトレーニングの実施

(5) (仮称) 就学前教育支援センターの設置と運営

就学前教育支援センターの整備を通じて、発達障害児等の教育的支援の充実を図るとともに、就学前教育推進体制を再構築し、相談支援体制の充実を図ります。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
・(仮称) 就学前教育支援センターの整備 (令和元(2019)年9月開設予定)	・(仮称) 就学前教育支援センターの整備 (令和元(2019)年9月開設予定) ・発達障害等の児童・生徒等への教育的支援の実施に関わる指導・助言

参考2：杉並区小中学校特別支援教育校内推進体制調査結果から（平成31年1月実施）

●特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の状況

小学校	1992名（通常の学級児童数に対し10%）
学年別内訳	1年:350名 2年:376名 3年:342名 4年:365名 5年:303名 6年:256名

中学校	479名（通常の学級生徒数に対し7%）
学年別内訳	1年:182名 2年:147名 3年:150名

●30年度「すばるⅡ」の受理状況（小学校）

受理した学校数	41校	（前年度 41校）
受理件数	626件	（前年度 499件）

●30年度「すばるⅡ」の活用状況（小学校）

活用内容	校数
児童理解	38校
個別指導計画作成	36校
指導の参考	32校
学級編制	38校
校内委員会	28校
保護者面談	30校
学校生活支援シートの作成	22校

●学校生活支援シートの作成状況

調査項目	小学校（41校）	中学校（23校）
作成した学校数	41校	23校
作成した全件数（前年度）	579件（500件）	79件（109件）

推進プラン5 地域や関係機関と連携した支援体制を推進します

特別な教育的支援を必要とする子どもたちが、その能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができる力を身に付けていくためには、学校だけでなく、社会全体の様々な場で学ぶことが大切です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う社会である共生社会の実現に向かうためには、障害のある児童・生徒等にとっても、障害のない児童・生徒等にとっても、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに多様性を尊重する心を育むことが大切です。こうした目標は、学校だけでは実現できません。地域・社会が一体となって、相互理解を深めていくことが大切です。

全ての子どもたちが地域社会の一員として豊かに成長するため、多様な交流の機会の設定や、保護者や地域、関連機関と連携した支援体制の整備を通して、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

—事業内容—

(1) 交流及び共同学習の推進

副籍制度による交流や、特別支援学級のある学校の全児童・生徒の心のバリアフリー（※25）のための交流及び共同学習に加え、小中学校と区立・都立特別支援学校の学校単位の交流及び共同学習を進めます。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> 副籍制度による交流 地域指定校の授業や学校行事等への参加 学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換等 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習 小中学校と区立・都立特別支援学校との交流及び共同学習 	<ul style="list-style-type: none"> 副籍制度による交流 実態に応じた直接交流の拡大 (地域指定校の授業や学校行事等への参加) 学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換等 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習 小中学校と区立・都立特別支援学校との交流及び共同学習

(2) 地域の相談支援機関等との連携

個別の教育的支援が必要な児童・生徒等への支援の充実を図るため、学校と地域の相談支援機関との連携を強化します。また、学齢期以降の相談支援機関へ継続していけるよう、関係機関と十分な連携を図ります。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援機関との連携 地域子育てネットワーク（※26）との連携及び情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談機関の情報を発信・共有 地域の相談支援機関との連携 地域子育てネットワークとの連携及び情報共有

(3) 学齢期の発達障害児に対する支援

各学校において、在籍する発達障害児に対する相談を行い、必要に応じて障害者施策課と連携し、発達特性に応じた支援を行う機関につなげます。特に、就学後、小学校低学年において、円滑に学校生活を送れるよう、学齢期発達支援事業（※27）の利用支援や、事業者との連携を推進します。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none">・学齢期発達支援事業の利用支援・放課後等デイサービスの利用支援	<ul style="list-style-type: none">・学齢期発達支援事業の利用支援・学齢期発達支援事業者と学校との連携推進・放課後等デイサービスの利用支援

(4) 保護者や地域に対する理解啓発

リーフレット等の配布やP T A等と協働した研修・講座の開催等を通して、障害特性や特別支援教室の設置など特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

これまでの主な取組	令和元～3年度（2019～2021年度）目標
<ul style="list-style-type: none">・各リーフレットの作成・配布（「障害のある子どもへの理解」、「杉並の特別支援教育」、「手をつなごう」、「特別支援教室」等）・福祉教育読本「かけはし」の活用・P T A等の主催する障害理解のための研修や講座等の支援・障害者団体や地域団体、民生委員・児童委員等に対する理解啓発の実施	<ul style="list-style-type: none">・各リーフレットの作成・配布（「障害のある子どもへの理解」、「杉並の特別支援教育」、「手をつなごう」、「特別支援教室」等）・福祉教育読本「かけはし」の活用・P T A等の主催する障害理解のための研修や講座等の支援・障害者団体や地域団体、民生委員・児童委員等に対する理解啓発の実施及びネットワーク構築・特別支援教育等情報交換会の開催

第3章 計画の推進に向けて

本計画を推進するに当たっては、区立学校の教職員はもとより、保護者や学校関係者、地域の方々などに対して計画内容等の周知・共有を図るとともに、理解・協力を得ることが重要です。

また、東京都や他区市等との必要な連携・協力を図りながら、本区における特別支援教育に取り組む必要があります。

更に、特別支援教育の充実には、国や東京都の広域的な立場からの制度面、財政面を含めた支援が不可欠であることから、今後とも、適時適切に意見・要望を伝えていくこととします。

本計画の改定に際しては、要綱に基づき設置する「杉並区特別支援教育推進委員会」において、小中学校等のPTAや障害者団体等の意見を聴きながら検討を進めました。こうした経過を踏まえ、今後は改定した計画を着実に推進するため、同推進委員会で各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしていきます。

資料編

目次

- 1 特別支援学校・学級設置経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 特別支援学級等在籍者の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 過去5年間の就学支援相談結果
- 4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

1 特別支援学校・学級設置経過（令和元年5月1日現在）

【区立特別支援学校】

種 別	学校名		学級数	開設年度	備 考
知的障害	済美養護	小学部	20	昭和 54 年度	旧・済美学園は、S25 開設
		中学部	9		

【特別支援学級（小学校）】

種 別	学校名	学級数	開設年度	備 考	
固定学級	知的障害 (9校)	桃井第三小	2	昭和 34 年度	
		馬橋小	2	昭和 35 年度	
		済美小	3	昭和 35 年度	(注)
		高井戸第二小	3	昭和 37 年度	
		四宮小	3	昭和 38 年度	
		杉並第三小	3	昭和 40 年度	
		桃井第二小	3	昭和 55 年度	
		天沼小	3	平成 20 年度	旧・若杉小は、S39 開設
		新泉和泉小	4	平成 26 年度	旧・新泉小は、S36 開設
通級指導学級	情緒障害等	堀之内小	—	昭和 46 年度	H10.3. 31 閉級
		杉並第七小	—	平成 10 年度	特別支援教室拠点校として制度移行
		富士見丘小	—	平成 14 年度	
		八成小	—	平成 18 年度	
		大宮小	—	平成 21 年度	
		高井戸第四小	—	平成 27 年度	
	難聴（1校）	高井戸小	1	昭和 57 年度	
	言語障害 (3校)	高井戸小	3	昭和 57 年度	
		杉並第十小	3	昭和 61 年度	杉一小から移設
		高井戸第四小	3	平成 27 年度	桃一小から移設
特別支援教室 (10 小学校エリア)	富士見丘小エリア	—	平成 28 年度	高井戸小・高二小 久我山小	
	杉並第三小エリア	—	平成 29 年度	杉四小・杉八小・杉十小 馬橋小	
	杉並第七小エリア	—	平成 29 年度	杉一小・杉二小・杉六小	
	高井戸第四小エリア	—	平成 29 年度	桃三小・井荻小・松庵小	
	大宮小エリア	—	平成 30 年度	和田小・方南小・済美小	
	八成小エリア	—	平成 30 年度	杉九小・桃五小・沓掛小	
	三谷小エリア	—	平成 30 年度	桃一小・桃四小・四宮小	
	松ノ木小エリア	—	平成 30 年度	東田小・浜田山小 堀之内小	
	桃井第二小エリア	—	令和元年度	西田小・荻窪小・天沼小	
	永福小エリア	—	令和元年度	高三小・高東小 新泉和泉小学校	
※各エリアの拠点校にも、特別支援教室を設置。					

【特別支援学級（中学校）】

種 別	学校名	学級数	開設年度	備 考	
固 定 学 級	知的障害 (5校)	大宮中	2	昭和 35 年度	(注)
		阿佐ヶ谷中	3	昭和 39 年度	
		宮前中	2	昭和 52 年度	
		井草中	4	平成 16 年度	
		和泉中	2	平成 26 年度	
通 級	情緒障害等 (3校)	中瀬中	—	平成 9 年度	特別支援教室拠点校として制度移行
		東田中	—	平成 19 年度	
		高井戸中	—	平成 28 年度	
	難聴 (1校)	高井戸中	1	昭和 57 年度	
特 別 支 援 教 室 (3中学校エリア)	東田中エリア	—	令和元年度	高円寺中・高南中・ 阿佐ヶ谷中・松ノ木中・ 大宮中・泉南中・和田中	
	中瀬中エリア	—	令和元年度	杉森中・天沼中・東原中 井荻中・井草中・荻窪中 神明中	
	高井戸中エリア	—	令和元年度	松溪中・宮前中 富士見丘中・向陽中 西宮中・和泉中	
	※各エリアの拠点校にも、特別支援教室を設置。				

(注) 済美小学校・大宮中学校の特別支援学級

杉並区は昭和 25 年 2 月に、済美教育研究所の附属特殊学級として済美学園を開設し、同一校舎に小学部と中学部があった。その後昭和 35 年度に、小学部は済美小学校、中学部は大宮中学校に移管された。更に、昭和 51 年度に、済美小学校に現在のかしのみ学級が、大宮中学校に現在のG組(現C組)が、それぞれ設置され、済美学園は済美小学校かしのみ学級及び大宮中学校G組の中重度児学級という位置付けとなり、済美養護学校の開設へとつながった。

2 特別支援学級等在籍者の年度別推移

※各年度とも5月1日付在籍数(人)

種別・校種		年度									
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
知的障害	小学校	117	129	136	128	135	137	155	147	147	173
	中学校	73	72	72	74	76	87	87	81	82	86
	計	190	201	208	202	211	224	242	228	229	259
難聴	小学校	10	14	14	10	12	14	15	15	16	19
	中学校	2	2	2	5	5	4	3	4	4	4
	計	12	16	16	15	17	18	18	19	20	23
言語	小学校	102	112	118	130	128	129	123	144	136	143
特別支援教室 (情緒障害)	小学校	109	106	119	118	120	145	154	203	342	451
	中学校	51	54	59	61	56	54	69	72	76	145
	計	160	160	178	179	176	199	223	275	418	596
済美養護	小学部	44	43	47	51	55	61	62	68	75	85
	中学部	36	31	35	41	42	37	29	33	37	46
	計	80	74	82	92	97	98	91	101	112	131

3 過去5年間の就学支援相談結果

内 訳		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
教育支援委員会「入学・入級検討部会」開催回数		17回	25回	24回	25回	28回	
就学先 学校 (人)	小学校	済美養護学校	11人	10人	17人	19人	25人
		特別支援学級	26	32	18	32	24
		通常の学級	8	8	5	8	9
		転学(特別支援学級)	12	8	4	6	23
	小 計		57	58	44	65	81
	中学校	済美養護学校	11	9	14	15	18
		特別支援学級	32	23	22	38	20
		通常の学級	0	0	3	2	1
		転学(特別支援学級)	8	4	3	10	0
	小 計		51	36	42	65	39
合 計		108	94	86	130	120	

4 用語解説

※ 1 特別支援教室

特別支援教室は、知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象に、きめ細かな指導と支援の一層の充実を図るため各校に設置され、専門性の高い教員が巡回指導を行う教室。

※ 2 教育支援チーム

発達障害等の支援を必要とする幼児・児童・生徒の校内(園)における支援について、専門的な視点から学校(園)に助言を行うため巡回訪問を行う教職員及び心理士で構成されるチーム

※ 3 専門家チーム

教育委員会の指導主事、心理士、済美養護学校特別支援教育コーディネーター、医師等で構成し、教育支援チームでは対応が困難なケースの場合に招集し、知的障害や知的障害のない発達障害の判断や望ましい教育的対応及び環境について専門的な見地から助言する専門家のチーム。

※ 4 すばるⅡ

乳幼児期から学齢期への支援の継続を図るため、就学前の子どもの家庭・子供園・幼稚園・保育園・療育機関での様子や保護者の思いなどを記入して、保護者が子どもの就学先に提出し、就学後の支援に役立てるもの。

※ 5 個別指導計画

教育上特別な支援が必要な児童・生徒について、学校での学習や生活上の課題を明らかにし、その課題を解決するための目標を定め、指導の手立てや達成状況を記録したもの。

※ 6 学校生活支援シート

教育上特別な支援が必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含めて関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠。特別支援学校学習指導要領で規定されている「個別の教育支援計画」と同じ役割で、東京都教育委員会における同計画の呼称。

※ 7 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条から、人間の多様性の尊重等の強化、障害者の精神的・身体的な能力を可能な最大限まで伸長させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(文部科学省:「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教の推進(報告)概要」より)

※ 8 校内委員会

学校内における全体的な特別支援教育に関する支援体制を整備するための委員会。構成員としては、校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、学年主任などのほか、必要に応じて外部の関係者で構成される委員会。

※ 9 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員。

※10 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもとが活動を共にする機会。(両者が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、二つの側面は分かちがたいものとしてとらえている。)

※11 センターの機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小学校、中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。(平成29年3月「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」)

※12 副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流(学校行事や地域行事等における交流等)や間接的な交流(学校・学年・学級だよりの交換等)を通じ、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※13 教育支援委員会

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学の支援に加え、その後の一貫した支援について助言を行う等の目的で教育委員会が設置する委員会。委員会の構成員は、医師、教育職員、心理士等のほか、児童福祉施設職員など各分野の専門家。

※14 個別移行支援計画

「学校から社会へ」「子どもから大人へ」という2つの移行を迎える特別支援学校高等部生徒の将来を支えるため「個別の教育支援計画」の中の1つの形態。在学中のニーズ、その他のニーズに沿った支援のねらいや内容、具体的な支援の方法について、共通理解をスムーズに次の支援に移行するためのツール。

※15 特別支援教育支援把握状況表

特別支援教育対象の児童・生徒の実態や支援の状況を把握し、支援体制や関係機関との連携等を検討し学校経営に役立てるためのツール。

※16 合理的配慮

障害者権利条約、障害者差別解消法で規定している、障害を理由に日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行う配慮。

※17 学習支援教員

通常の学級において、学習面で困難を抱える児童・生徒のために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別的な支援を行うために派遣される教員。

※18 通常学級支援員

小・中学校の通常の学級において、障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行う支援員。教育委員会が必要とする学校に配置。

※19 介助員ボランティア

活動内容は、通常学級支援員と同じ。地域の特別支援教育に理解のある方が介助員ボランティアとして登録し、学校からの要請により、活動できる日に概ね4時間程度、校内で活動するボランティア。

※20 ICT

Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

※21 インタラクティブボード

電子黒板(描いた内容を電子的に変換することが可能なホワイトボード)のこと。

※22 タブレット端末

画面を直接触って操作する、携帯できる情報端末のこと。

※23 (仮称)就学前教育支援センター

成田西二丁目用地(成田西二丁目 24 番)を活用し、近年増加傾向にある発達障害児等に対する支援の充実を含め、区内の幼稚園・保育所等の就学前教育施設における幼児教育の更なる質の向上を図るため、成田西子供園の併設施設として整備(令和元年9月開設予定)するもの。

※24ペアレントトレーニング

子育てに取り組む保護者が、子どもへの対応を振り返り、効果的で実践的な関わり方を学ぶプログラム。

※25 心のバリアフリー

『「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうこと』と示されている。

平成30年2月の文部科学省「心のバリアフリー学習推進会議」の報告では、『交流及び共同学習は、障害のある子供・障害のない子供の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となるなど、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有する』と示している。『文部科学省において「心のバリアフリー」に関する事業を充実し、事業を行っている学校だけではなく全ての学校が継続的に実施できるよう、全国に取り組みを普及する』と今後の推進方策を示している。

※26 地域子育てネットワーク

全小学校区で児童館や子ども・子育てプラザを事務局として実施する事業。地域の課題やニーズに合わせた講演会やまつり等の事業により世代を超えた区民の交流を図るとともに、行政機関や地域団体等との連絡会を開催し、地域で子育て家庭を見守り、支援していくネットワーク。

※27 学齡期発達支援事業

通常の学級に在籍する1年生から3年生で、自閉スペクトラム症などの診断がある発達障害児を対象に、社会生活を円滑に行えるようにすることを目的に、学校と連携を図りながら、発達課題への支援、保護者に対する助言を行う、障害者施策課で実施している事業。

杉並区特別支援教育推進計画

令和元～3年度（2019～2021年度）

令和元年度版

登録印刷物番号

令和元年6月発行

31—0026

編集・発行 杉並区教育委員会事務局

特別支援教育課

杉並区堀ノ内2-5-26

TEL (03) 3311-1921

